



国税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

所得税及び復興特別所得税の納期限は、3月15日（金）です。次のいずれかの方法で、納付してください。
キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告期等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に出向くことなく、自宅や事務所で納付ができます。

手続等の詳しい情報は、国税庁のホームページをご覧ください。



「国税の納付手続（納期限・振替日・納付方法）」→

振替納税	振替日（令和6年4月23日（火））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。
ダイレクト納付 （e-Taxによる 口座振替）	事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落としにより納付できます。
インターネット バンキング等	納付情報を登録することで、インターネットバンキングやATMなどで納付できます。
クレジットカード納付	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで、専用のWebサイトから納付できます。
スマホアプリ納付	決済専用Webサイト（スマートフォン専用）において、スマホアプリ決済（〇〇Pay等）を利用して納付ができます。
QRコードによる コンビニエンスストア 納付	ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※納付できる金額は30万円以下となります。 （QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）
窓口納付	現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関（歳入代理店）又は所轄税務署で納付できます。

所得税などの申告は、e-Taxをご利用ください！

○e-Taxのメリット！

- ・税務署に行かずに自宅から申告
- ・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力、送信すれば提出や提示が不要
※法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。
- ・自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付
- ・確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能
※メンテナンス時間を除きます。

（注）源泉徴収票の提出又は提示は不要です。

医療費の領収書の提出又は提示は不要です。

（代わりに、医療費控除の明細書の提出が必要です。）



詳しくは確定申告特集ページで！

問合せ 余市税務署 ☎22-2093



高齢者世帯等物価高騰対策助成事業

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響による生活支援のため、独居高齢者世帯、重度障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得世帯を対象として灯油、ガスや食料品等の購入費の一部を助成します。

助成金額：1世帯につき1万円（口座振込）

受付期間：2月29日（木）まで

受付場所：役場1階物価高騰対策助成受付窓口（正面玄関右側）

対象世帯、申請書類等の詳細は、町ホームページ、または広報1月号でご確認ください。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120